

## GAP体制強化・供給拡大事業

ガイドラインGAPの取組を産地において広く普及させる取組や、ガイドラインGAPの取組を認証する体制の整備を支援します。

### 1 ガイドラインGAPの普及推進

「農業生産工程管理（GAP）の共通基盤に関するガイドライン」に則した一定水準以上のGAPの普及に向けた取組を支援します。

- 【事業内容】
- ・生産者向け研修会の開催や実践マニュアルの作成
  - ・団体での取組に必要な内部監査員等の管理者養成研修会の開催
  - ・GAPの普及に向けた推進活動や普及資料の作成 等

【補助率】 1/2

【事業実施主体】 農業協同組合、協議会 等



### 2 認証体制整備支援

信頼性の向上に向け、第三者がGAPの取組を認証する体制を整備するための取組を支援します。

- 【事業内容、補助率】
- ・認証体制導入検討会の開催（定額）
  - ・審査員養成研修会の開催（定額）
  - ・基準書の作成（定額）
  - ・認証体制の実証及び検証（1/2）

【事業実施主体】 都道府県、農業協同組合 等



経営の改善や日本産農産物に対する信頼性の向上

## 国際水準GAP等取得拡大緊急支援事業 [新規] 【350(一) 百万円】

### 対策のポイント

輸出拡大やオリパラ東京大会への対応も視野に入れ、農産物の国際水準GAP及び有機JASの認証取得拡大に向けた取組の支援を強化します。

### <背景／課題>

- 近年、欧米をはじめとする農産物の輸出相手国の需要者からは、取引要件として国際水準の認証の取得を求められることが多く、さらに、国内の需要者・消費者からも、食の安全や環境保全への関心の高まり等を背景として、こうした国際水準を満たす農産物への期待が高まっています。
- また、2020年オリパラ東京大会においても、「持続可能で環境にやさしい食料を使用する」、「持続可能性のレガシーを残す」という方針が示されており、先進国に相応しい高い水準の調達基準に適切に対応することが求められています。
- このため、農産物の国際水準GAPや有機JASの認証取得拡大に向けた取組を推進していく必要があります。

### 政策目標

国際水準GAP導入産地割合の増大  
(2% (平成26年度) → 10%以上 (平成32年度))

### <主な内容>

#### 1. 我が国発の輸出用GAPの国際規格化支援

我が国発の輸出用GAP (JGAP Advance) の国際規格化や導入推進のための取組を支援します。

補助率：定額  
事業実施主体：民間団体

#### 2. 国際水準認証の取得拡大のための環境整備

国際水準認証を取得しやすくするための技術やマニュアルの策定、生産現場における指導員の育成などの取組を支援します。

補助率：定額  
事業実施主体：民間団体、都道府県、協議会等

#### 3. 国際水準認証の取得支援

農地所有適格法人や産地を対象とし、国際水準GAP及び有機JASの認証取得のために必要な取組を総合的に支援します。

補助率：定額 (機器等のリース導入については1/2以内)  
事業実施主体：農地所有適格法人、農業協同組合、協議会等

【お問い合わせ先：生産局農業環境対策課 (03-6744-7188)】

# 国際水準GAP等取得拡大緊急支援事業（新規）

- 輸出やインバウンド消費の拡大、国内の消費動向の変化に適切に対応するため、オリパラ東京大会の食料調達への対応も視野に入れつつ、農産物の国際水準GAP及び有機JASの認証取得の拡大に必要な環境整備と認証取得に対する支援を強化します。

## 1 我が国発の輸出用GAPの国際規格化支援

### 我が国発の輸出用GAPの国際規格化・導入推進

日本の農業者が取り組みやすい我が国発の輸出用GAP(JGAP Advance)について、国際規格化の交渉や、導入推進のための技術マニュアルの策定等の取組を支援します。

【補助率】 定額  
【事業実施主体】 民間団体

## 2 国際水準認証の取得拡大のための環境整備支援

### ① 国際水準GAPのマニュアル策定等

日本の農業者が国際水準GAP(GLOBALG.A.P.)を取得しやすくするため、検討会の開催、国内外の実態調査、技術マニュアルの策定等の取組を支援します。

【補助率】 定額  
【事業実施主体】 民間団体

### ② 国際水準GAPの指導員育成等支援

農業生産現場における取組を促進するため、国際水準GAPの指導ができる指導員を育成するために行う研修会等に係る取組を支援します。

【補助率】 定額  
【事業実施主体】 都道府県、協議会等

### ③ 有機農産物の需要喚起

国産有機農産物の需要拡大キャンペーンの実施を通じて有機JAS認証取得の拡大につなげる取組を支援します。

【補助率】 定額  
【事業実施主体】 民間団体等

## 3 国際水準認証の取得支援

### 認証取得、技術習得研修、ICT技術導入、残留農薬等分析、認証対応施設改修・機器導入等

農地所有適格法人や産地を対象とし、認証取得、技術習得のための研修会の開催、販路拡大に向けた実需者との連携体制の構築、記帳作業軽減のためのICT技術導入、残留農薬等分析、集出荷・調製施設等をGAPや有機JAS対応にするための改修・機器導入等、認証取得のために必要な取組を総合的に支援します。

【補助率】 定額（機器等のリース導入については1/2以内）  
【事業実施主体】 農地所有適格法人、農業協同組合、協議会等（一部については、交付先である民間団体を通じて支援）

## 農地土壌炭素貯留等基礎調査事業 (新規)

【52(一) 百万円】

### 対策のポイント

農地・草地主壤における温室効果ガスの吸収・排出量の国連への報告に必要なデータを収集するための調査等を実施します。

### <背景/課題>

- 我が国は国連気候変動枠組条約 (UNFCCC) の締約国であり、毎年、国全体の温室効果ガスの吸収・排出量について条約事務局に報告する義務があります。
- 「農地管理」及び「草地管理」は温室効果ガスの吸収源のひとつとして認められていることから、我が国も、京都議定書第二約束期間の初年となる2013年分の報告以降、新たに「農地土壌吸収源対策」を地球温暖化対策の中に位置付け、農地・草地管理分野の土壌の温室効果ガス吸収量を計上しています。
- このため、我が国の農用地の土壌における炭素貯留について、国際的に信頼性の高い報告を行うための調査を毎年実施する必要があります。

2015年7月、政府は、農地管理分野の温室効果ガス排出削減・吸収源対策を含む「約束草案」(※1)を条約事務局に提出。また、第21回国連気候変動枠組条約締約国会合 (COP21) において採択されたパリ協定を踏まえ、2016年5月に地球温暖化対策計画 (※2) を閣議決定。

※1 温室効果ガスの中長期的な削減目標

※2 地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図るための総合計画

### 政策目標

農地土壌等の温室効果ガス吸収量の算定のための精度の高い調査を実施することにより、温室効果ガスの吸収・排出量に係る国連報告の信頼性を確保

### <主な内容>

農地・草地における温室効果ガス吸収・排出量の国連への報告 (温室効果ガスインベントリ報告) に必要なデータを収集するため、農地土壌中の炭素貯留量等の調査及び温室効果ガス排出削減に資する農地管理技術の検証を行います。

委託費  
委託先：民間団体等

【お問い合わせ先：生産局農業環境対策課 (03-3502-5956)】

## 農地土壌炭素貯留等基礎調査事業(委託費)

我が国の農地土壌における温室効果ガス吸収・排出量について、信頼性の高い国連への報告(温室効果ガスインベントリ報告)を行うための調査・検証を実施します。

### 全国の農地・草地における農地管理実態調査等

○全国の農地及び草地において、温室効果ガスインベントリ報告に必要な土壌炭素量、有機物管理方法、堆肥の種類、施用量等のデータを収集するための調査を実施



○農業由来の温室効果ガス(二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素)の排出削減に資する技術について、その効果を総合的に検証



### 調査・検証とりまとめ

調査・検証の技術指導、とりまとめ等



温室効果ガスインベントリ報告に反映

## 土壌汚染対策

【消費・安全対策交付金 1,910(1,810)百万円の内数】  
【強い農業づくり交付金 20,174(20,785)百万円の内数】

### 対策のポイント

米のカドミウム国内基準値対応の推進と、より安全な農作物供給体制の確立に向け、水田で生産される作物のカドミウム濃度低減対策を推進します。

#### <背景／課題>

- ・食品衛生法に基づく米のカドミウム国内基準値への対応を進めるとともに、より安全な農産物の供給体制を確立するため、農作物中のカドミウム濃度の低減を図る必要があります。
- ・米については、国際機関においてヒ素の基準値が設定されたことから、ヒ素の特性を考慮した濃度低減技術の実用化が求められています。
- ・米以外の作物(大豆・麦・野菜等)については、低コストな濃度低減技術の実用化が求められています。

### 政策目標

- 平成32年度までに水田作物におけるカドミウム濃度低減のための技術革新を15都道府県で策定

#### <主な内容>

##### 1. 水田作物におけるカドミウム濃度低減技術の実証・普及

1,910(1,810)百万円の内数

安全な農産物の産地供給体制の確立を図るため、水稲については、カドミウム低吸収性イネ品種の実用化に向け、水田で栽培する大豆・麦・野菜等については、水田土壌中のカドミウム濃度低減技術である植物浄化技術の実用化に向け、実証試験等を行い、これらを踏まえた技術革新を支援します。

消費・安全対策交付金  
交付率：都道府県へは定額(実施主体へは事業費の10/10、1/2以内)  
事業実施主体：都道府県、市町村、協議会、農業者団体等

##### 2. 土壌土層改良によるカドミウム対策

20,174(20,785)百万円の内数

カドミウム汚染土壌における客土等の土壌土層改良を支援します。

強い農業づくり交付金  
交付率：都道府県へは定額(実施主体へは事業費の11/20以内)  
事業実施主体：都道府県、市町村等

【お問い合わせ先：生産局農業環境対策課 (03-3502-5956)】